

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、全てのステークホルダーの皆さまを重視した経営を行い、皆様にご満足いただき、社会に貢献していくことをコーポレートガバナンスの基本方針としています。

この基本に忠実に取り組むため、当社グループは、コーポレートガバナンスの強化並びに経営環境の変化に柔軟かつ迅速に対応できる経営機構の充実を図ることを目的とし、経営構造改革を継続して推進してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 政策保有株式】

当社は、業務提携、営業取引の維持・強化または金融取引を中心とした事業上の協力関係維持などの必要性を勘案し、政策保有株式を保有しております。

企業価値維持・向上の観点から、政策保有株式は必要最小限が望ましく、取締役会において、保有銘柄ごとに保有目的、含み損益、取引高の推移、取引先の業績、今後の関係等を検証し、保有の合理性を毎年判断しております。その結果、意義が乏しいと判断する政策保有株式については売却いたします。

現在進捗中の中期経営計画「Realize - EV100」(2024~2028年度)の最終年度にあたる、2029年3月末時点における連結純資産合計に対する政策保有株式の保有割合を20%以下にすることを目指します。

政策保有株式に係わる議決権行使については、企業価値向上に資する議案であれば賛成し、企業価値を毀損すると判断した議案については、肯定的な判断を行わず、必要に応じて、議案の内容等について当該会社と対話をいたします。

個々の会社について定性的情報を確認し、総合的な判断が必要になることから、現時点では議決権行使の統一基準は設けておりません。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、取締役会決議にて定めた「取締役会規程」など各種規程で決裁基準を明確にしております。

関連当事者間の取引については、取締役会の決議事項として明示しております。なお、利益相反取引については、監査等委員会による事前承認を規定しております。

さらに、主要株主等との取引においては、市場価格や相見積を基に公正妥当な内容にて取締役会や稟議での決裁を行っております。

【補充原則2-4-1 中核人材の登用等における多様性の確保】

当社では、人材の多様性をレジリエンス強化の一環ととらえ、女性活躍、外国籍社員の採用拡大、経験者採用社員の管理職登用などに取り組んでおります。

女性社員については、性差にかかわらず個人の能力を重視した採用・登用を行っております。あわせて、女性が働きやすい環境の整備を進めることで、定着率の向上とキャリア形成を支援しており、当面の目標として女性管理職比率5%以上の達成に向けて取り組んでおります。

また、長期経営計画および中期経営計画と連動し、外国籍社員や経験者採用社員の拡充と、それぞれのキャリア形成支援にも取り組んでおります。

外国籍社員については、国際事業のさらなる拡大を見据え、グローバル人材の採用を強化しております。国内の大学に加え、日系企業への就職実績が多い海外の大学からも積極的に採用を行い、毎年2名以上の採用を目標としております。

経験者採用社員については、DX等の新たなビジネス創出を担う人材確保に向け、技術者を中心に採用を強化しております。また、多様な経験を有する人材を管理職に登用することで組織の多様性向上を図っており、管理職に占める経験者採用社員の割合は19.2%、執行役員は25.0%となっております。さらに、より幅広い年齢の社員が活躍できるよう、2026年4月より社員の定年年齢を63歳から65歳に引き上げました。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、コーポレートガバナンス・コードが想定している基金型・規約型の確定給付年金及び厚生年金基金は、制度として導入しておりません。従業員の安定的な資産形成のため確定拠出年金制度を設けており、従業員が適切な投資先を選択できるよう、年に1回投資教育を行っております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社は、2015年12月の取締役会において、従来の企業理念を改め、「日本信号グループ理念」とすることを決議し、2016年4月1日より適用しております。日本信号グループ理念、長期・中期の経営計画、決算短信、事業報告、統合報告書など経営状況を示す資料は、当社Webサイトに開示しております。(<https://www.signal.co.jp/ir/annualreport/>)

(2) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方については、当社コーポレート・ガバナンス報告書「1.1 基本的な考え方」に記載のとおりです。

(3) 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬は、中長期の企業価値向上及び短期の業績目標達成に向けた健全なインセンティブとなるよう、職位毎に決定する固定報酬と、中長期並びに短期業績に連動する業績連動報酬とで構成される報酬体系とし、個々の取締役の報酬については、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

その決定方法は2023年6月23日開催の第140回定時株主総会において決議いただいた「年額500百万円以内(うち社外取締役分が36百万円)」の限度内で、取締役会の諮問機関である、独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬諮問委員会の諮問を経て、監査等委員会の意見を踏まえて取締役会により決定しております。また、2026年6月19日開催の第143回定時株主総会において、株主の皆さまとの価値共有をより明確かつ制度的に強化することを目的に、譲渡制限付株式報酬制度を導入し、監査等委員である取締役及び社外取締役を除く取締役に対して、上記報酬枠の範囲内で譲渡制限付株式報酬を支給しております。詳細につきましては、当社コーポレート・ガバナンス報告書「II. 2業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項」に記載のとおりです。

監査等委員である取締役の報酬は、2023年6月23日開催の第140回定時株主総会において決議いただいた「年額84百万円以内」の限度内で、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続き

当社グループは「インフラの進化」を安全・信頼のソリューションで支えるプロバイダであり続けることを目指しております。サステナブルな事業成長を牽引していくため、経営者としての高い知見と経験、当社を取り巻く技術開発への深い造詣、グローバルに展開する事業領域拡大の推進力、コーポレートガバナンスに資する専門知識を有する人材を取締役候補者として選定しております。

【社内出身の取締役候補者】

当社を取り巻く事業環境や業界についての知識、ものづくりや技術・研究開発、マーケティングや営業販売活動を通じた当社の強み・課題についての理解、会計や法務・リスクマネジメント等の経営管理経験を通じ、経営全般に関する高い知見を有する者で、当社の企業価値向上のため、中長期的な視点に立って、適切に経営を遂行することができるものを選定しております。

【社外取締役候補者】

当社グループの事業領域以外における高度かつ専門的な知識及び経験を活かし、経営戦略に対する助言と実効性ある経営の監督機能を発揮できる者で、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たすものを選定しております。また上記に加えて、多様性やバランスを適切に確保して選定しております。さらに、取締役候補者に占める割合を過半数とし、かつ、少なくとも1名は他社で経営経験を有する者としております。

取締役候補者及び執行役員の選任については、決定のプロセスの客観性と透明性を高めるため、指名・報酬諮問委員会の諮問を経て、監査等委員会の意見も踏まえ、取締役会で決定しております。

(5) 取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

取締役候補者については、指名・報酬諮問委員会の諮問を経て、個々の選任理由を株主総会招集通知に個人別の経歴とともに記載しております。客観的に解任が相当と判断される場合には、指名・報酬諮問委員会の諮問を経て、監査等委員会の意見も踏まえ、取締役会にて審議いたします。

【補充原則3-1-3 サステナビリティについての取り組み等】

現在推進中の長期経営計画Vision-2028 EVOLUTION100においては、「環境変化に適応したリスク管理とガバナンス」の一環としてサステナビリティへの取り組みを掲げております。中期経営計画においても、2028年の当社設立100周年に向け、DXを活用した新事業・新商材の社会実装加速、脱炭素ソリューションの展開や海外ビジネスの拡充、ものづくり効率化を目指すとともに、資本コストや株価を意識した経営の実現に向けたROEやROICの向上、サステナビリティ経営の実現に向けた各種取り組みを推進しております。

顧客ニーズの変化に対応した新事業・新商材の社会実装に向け、「鉄道の自動運転」、「道路の自動運転」、「MaaS(Mobility as a Service)・決済」「エコ」等を重点分野とし、事業戦略とリンクした知的財産を拡充し、新ビジネス創出につなげるほか、環境目標等の具体的な目標と活動に展開して実践し、適宜、開示しております。

人的資本や知的財産への投資等については、事業拡大や既存市場におけるシェアアップを図るべく、中期経営計画で投資ドメインや投資額を計画したうえで、各年度の事業計画策定や半期ごとの投資進捗の確認という形で取締役会にて審議されるほか、毎月開催される役員会場で議論し、投資内容の検討・変更や進捗に対する監視を適宜行っております。

気候変動が社会に与える影響は大きく、当社としても取り組むべき重要な社会課題と捉えております。パリ協定の目指す脱炭素社会(産業革命前と比較した世界の平均気温上昇を2℃未満に抑えるため、人間活動による温室効果ガス排出量を減らし、今世紀後半には実質的にゼロにする方針)の実現に向け、温室効果ガス50%削減に取り組み、1.5シナリオと4シナリオの2つのシナリオに沿った温室効果ガス排出量削減及び温暖化への対応に取り組んでまいります。開示情報につきましては統合報告書に記載しております。(https://www.signal.co.jp/ir/annualreport/)

【補充原則4-1-1 取締役会の役割・責務(1)】

取締役会の決議事項は、法令・定款により取締役会の決議を要する事項、中期・短期経営計画立案を含む事業運営に関する重要事項、その他、取締役会規程及びその付議基準を定めた別表に規定された事項としております。経営陣に対する委任の範囲については、取締役会規程別表の他、執行役員規程など各種権限基準に定めております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、社外取締役の独立性を客観的に判断するため、「社外役員の独立性に関する判断基準」を定めています。基準の内容については、当社コーポレート・ガバナンス報告書「II. 2業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項」に記載のとおりです。

【補充原則4-10-1 指名・報酬委員会の独立性確保】

役員の指名・報酬については、取締役会から独立した諮問機関として、独立社外取締役が過半数を占める「指名・報酬諮問委員会」を設置し、同委員会の諮問を経て取締役会で決定するものとしており、ジェンダー等の多様性やスキルの観点を含め、独立社外取締役の適切な関与・助言を得ております。

【補充原則4-11-1 取締役会の実効性確保のための前提条件】

当社グループは「インフラの進化」を安全・信頼のソリューションで支えるプロバイダであり続けることを目指し、サステナブルな事業成長を牽引していくため、経営者としての高い知見と経験、当社を取り巻く技術開発への深い造詣、グローバルに展開する事業領域拡大の推進力、コーポレートガバナンスに資する専門知識を有する人材を取締役候補者としてバランスよく選定しております。

取締役会として備えるべき専門分野等及びそのバランスの状況については、「取締役が保有するスキルの状況について」として内容を当社ホームページにて開示しております。(https://www.signal.co.jp/aboutus/governance/)

【補充原則4-11-2 取締役会の実効性確保のための前提条件】

各取締役の兼任状況は、事業報告・株主総会参考書類・有価証券報告書において開示しております。

【補充原則4 - 11 - 3 取締役会の実効性確保のための前提条件】

当社取締役会が適切に機能しているかを定期的に検証し、その結果を踏まえて、課題の抽出と改善の取り組みを継続していくことを目的として、取締役会の実効性評価を実施いたしました。

2026年2月のアンケート調査では、取締役会の構成や運営、取締役会での審議の充実の各項目に対して、回答を得ました。

これらを取締役会事務局が集計し、その結果を取締役会に提出したうえ、十分な議論・分析を行いました。

その結果、当社取締役会は、多様性やバランスが概ね適切に確保された構成のもと自由闊達な議論を行い、取締役会の監督機能を発揮しており、全体として高い実効性を確保していると判断しております。

今回のアンケート調査では、総合評価で「概ね適切」の評点となったものの、資料の内容・分量や重要議題に対する審議時間の配分等の項目や、社内取締役と社外取締役の平均評点の差などモニタリングボードを志向するうえで改善すべき点があるという結果となりました。

以上を踏まえ、議題の通年計画の共有や資料の質改善による取締役会の審議充実に努めております。また、取締役会から取締役への委任事項の拡大、代表取締役と社外取締役との対話機会の拡充や議題により社外取締役に対する事前説明を行う等、中長期的な経営課題に関する審議の実効性をより高めてまいります。

【補充原則4 - 14 - 2 取締役のトレーニング】

当社は新任執行役員がより高いリーダーシップと経営に携わるために必要な能力を高めるため、外部機関の研修を活用しているほか、年2回定期的な役員研修会を実施しております。

また、個々の役員が積極的に異業種交流など外部セミナー等を活用し、研鑽に努めております。

【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】

株主・投資家との対話は、経営の重要事項のひとつとして認識しております。総務部が窓口となって、代表取締役、担当役員と対応方法を検討し、企業価値向上に向けた建設的な対話について、可能な限り対応していく方針であります。

具体的には、報道機関、アナリスト、機関投資家に対して決算説明会を実施しているほか、個人投資家向けのIRイベントに出展し、企業価値向上に向けた建設的な対話を実施しています。経営層と機関投資家の対話についても、継続的に実施しております。

当社Webサイトでの情報開示や総務部担当者レベルでの個別面談も適宜行っており、事業内容に関する理解を深めていただけるよう努めております。

また、株主構造を把握するため、株主判明調査についても実施しております。

【資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応】

記載内容	取組みの開示(アップデート)
英文開示の有無	有り
アップデート日付	2026年6月19日

該当項目に関する説明 更新

当社は、資本・財務戦略 財務健全性を確保しつつ、成長投資と株主の利益還元をバランスよく実施いたします。長期的な視野に立った安定的な収益構造と経営基盤の確率、並びに財務体質の強化をめざし、研究開発投資、生産体制の整備、人材の育成等を図るとともに、株主の皆さまに対しましては、安定的な配当の継続と業績に応じた利益還元を実施していくことを剰余金処分に関する基本方針とし、原則として、連結配当性向30%以上、下限指標DOE2.0%を当面の目標と定めております。

また、損益面及び資本面の双方から改善を進め、PBR、ROICの向上を図ります。

- ・PBR1.0倍以上の実現に向けた指標として、ROE10.0%
- ・想定WACC6.0%に対し、ROIC9.0%以上を想定いたします。
(中期経営計画最終年度である2028年度の目標値)

政策保有株式につきましては、業務提携、営業取引の維持・強化又は金融取引を中心とした事業上の協力関係維持などの必要性を勘案して保有しております。

企業価値維持・向上の観点から、政策保有株式は必要最小限が望ましく、取締役会において、保有銘柄ごとに保有目的、含み損益、取引高の推移、取引先の業績、今後の関係等を検証し、保有の合理性を毎年判断しています。成長投資や事業上の協力関係などの必要性を勘案して毎決算期毎に見直しを図っており、引き続き縮減を進めてまいります。

- ・2028年度末時点における連結純資産合計に対する政策保有株式の保有割合を20%以下にすることを目指します。
なお、2025年度末時点においては政策保有株式売却の結果、22.0%(2023年度末25.8%、2024年度末23.8%)となっております。

本件につきましては以下にて開示しておりますのでご参照ください。

- ・統合報告書 NIPPON SIGNAL REPORT 2026
<https://www.signal.co.jp/ir/library/>
- ・日本信号グループ 中期経営計画「Realize-EV100」
<https://www.signal.co.jp/wordpress/wp-content/uploads/2024/05/Realize-EV100.pdf> (日本語版)
<https://english.signal.co.jp/wordpress/wp-content/uploads/2024/05/2028Realize-EV100.pdf> (英語版)
- ・2024年5月22日プレスリリース
「中期経営計画「Realize-EV100」策定並びに「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」に関するお知らせ」
- ・2024年11月5日プレスリリース
「政策保有株式の縮減方針についてのお知らせ」

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	7,495,400	12.02
富国生命保険相互会社	4,793,000	7.68
日本信号取引先持株会	3,528,200	5.66
日本信号グループ社員持株会	3,110,193	4.99
株式会社みずほ銀行	2,200,000	3.53
株式会社日本カस्टディ銀行(信託口)	2,130,500	3.42
西日本旅客鉄道株式会社	2,050,200	3.29
株式会社三菱UFJ銀行	1,372,774	2.20
GOVERNMENT OF NORWAY	1,343,055	2.15
東海旅客鉄道株式会社	902,500	1.45

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明 更新

・富国生命保険相互会社は、上記のほかに当社の株式730千株を退職給付信託として信託設定しており、その議決権行使の指図権は同社が留保しております。
・持株比率は自己株式(5,968,757株)を控除して算出しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 プライム
決算期	3月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長 更新	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	5名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	5名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
村田 誉之	他の会社の出身者												
大川 容子	弁護士												
徳永 崇	その他												
鈴木 雅子	他の会社の出身者												
相澤 利彦	他の会社の出身者												

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
村田 誉之			村田誉之氏が過去に代表取締役副会長を務めていた大成建設株式会社は、当社と資本関係がございます。ただし、議決権比率は10%未満であり、また取引額は僅少(同社及び当社それぞれの連結売上高に占める割合は0.1%未満)であることから、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。なお、2021年6月25日に同代表取締役副会長を退任しております。	(社外取締役選任の理由) 村田誉之氏は、経営者としての豊富な経験、実績及び知見を有しております。これを当社経営に活かし、実効性のある経営の監督機能を発揮していただくことを期待し、社外取締役として選任しております。 (独立役員指定の理由) 当社の経営陣から独立した立場にあり、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。
大川 容子			大川容子氏は、大川総合法律事務所代表兼弁護士及び株式会社日宣社外取締役を兼務しております。 大川容子氏と当社との間に、特別の利害関係はございません。	(社外取締役選任の理由) 大川容子氏は、法律の専門家であり、企業法務について高度かつ専門的な知識及び経験を有しております。法律についての深い見識を活かし、特に法令等の観点から当社経営や戦略に対する助言と実効性のある経営の監督機能を発揮していただくことを期待し、社外取締役として選任しております。 (独立役員指定の理由) 上記aからkのうちのいずれにも該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。
徳永 崇			徳永崇氏と当社との間に、特別の利害関係はございません。	(社外取締役選任の理由) 徳永崇氏は、リスク管理・法務について専門知識及び幅広い見識を有しております。当社の事業活動に対する有意義な助言や意見をいただくと判断し、これを活かした当社経営に対する監査と助言を期待し、監査等委員である社外取締役として選任しております。 (独立役員指定の理由) 上記aからkのうちのいずれにも該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。
鈴木 雅子			鈴木雅子氏は、ユナイテッドグロウ株式会社社外監査役を兼務しております。鈴木雅子氏と当社との間に、特別の利害関係はございません。	(社外取締役選任の理由) 鈴木雅子氏は、人材活用、健康支援サービスの経営に関する豊富な経験、実績及び知見を有しております。その経歴を通じて培った経営の専門家としての経験・見識に基づき、当社経営に対する監査と助言を期待し、監査等委員である社外取締役として選任しております。 (独立役員指定の理由) 上記aからkのうちのいずれにも該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。
相澤 利彦			相澤利彦氏は、TSUNAGU・パートナーズ株式会社代表取締役、グロービス経営大学院教授、株式会社クオンタムリープフードイノベーション代表取締役及び株式会社みらいワークス社外取締役を兼務しております。相澤利彦氏と当社との間に、特別の利害関係はございません。	(社外取締役選任の理由) 相澤利彦氏は、経営者、経営コンサルタント、経営大学院教授としての豊富な経験、実績及び知見を有しております。これらの知見を活かし、経営戦略策定、企業構造改革、デジタル変革、新規事業構築等に関する助言と実効性ある経営の監督機能を発揮していただくことを期待し、監査等委員である社外取締役として選任しております。 (独立役員指定の理由) 上記aからkのうちのいずれにも該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	2	1	3	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人の任命・異動については、その主旨を十分配慮し、監査等委員会の意見も踏まえて行います。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査の計画・方針について事前に協議しているほか、定期的な会議を持ち、監査の状況について報告を求め、意見交換を行っています。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	4	0	1	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	4	0	1	3	0	0	社外取締役

補足説明 更新

役員の指名・報酬については、取締役会の諮問機関として、独立社外取締役を委員長とし、かつ独立社外取締役が過半数を占める「指名・報酬諮問委員会」を設置し、同委員会の諮問を経て取締役会で決定するものとしており、決定プロセスの客観性と透明性を高めています。

「指名・報酬諮問委員会」は、取締役会の諮問に基づき、代表取締役、取締役及び役付執行役員の指名に関する基本方針や代表取締役、取締役及び役付執行役員の報酬に関する基本方針について助言・提言・勧告を行います。同委員会は、社外取締役の鈴木雅子氏が委員長を務め、社外取締役である村田誉之氏及び大川容子氏及び代表取締役社長の後藤隆一氏を委員とし、合計4名で構成しています。

【独立役員関係】

独立役員の人数

5名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬は、中長期の企業価値向上及び短期の業績目標達成に向けた健全なインセンティブとなるよう、職位毎に決定する固定報酬と、中長期並びに短期業績に連動する業績連動報酬とで構成される報酬体系とし、個々の取締役の報酬については、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

業績連動報酬は、中長期と短期業績のそれぞれに連動する2層構造となっています。

中長期の業績連動報酬は、目標達成度を勘案し、個人別に毎年決定しています。

短期の業績連動報酬は、当期連結経常利益を業績指標として、取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び執行役員を合わせその2.0~2.5%を支給しています。なお、社外取締役には業績連動報酬を支給しておりません。

経営環境の変化が加速する中、株主の皆さまとの価値共有をより明確かつ制度的に強化することを目的に、2026年6月19日開催の定時株主総会にて監査等委員である取締役及び社外取締役を除く取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度を導入し、業績連動報酬の一部を譲渡制限付株式報酬として支給することといたしました。本制度に基づき対象となる取締役に対して支給される当社の普通株式又は金銭報酬債権の総額は、年額1億円以内、その総数は20万株以内としております。

また、当社は、譲渡制限期間中および譲渡制限の解除後において、支給対象となった取締役が、法令又は社内規程等に重要な点で違反したと当社取締役会が認めた場合及び重大な不正会計や巨額損失等を含む当社取締役会が定める一定の事由が生じた場合、当該取締役に割り当てられた株式の全部または一部を無償取得することや、譲渡制限が解除された当社普通株式の相当額を支払わせる条項を定めております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

2026年3月期に取締役(監査等委員である取締役を除く。)8名に支給した報酬等の総額は305百万円(うち社外取締役21百万円)であります。社外取締役については、業績連動報酬を支給しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬は、中長期の企業価値向上及び短期の業績目標達成に向けた健全なインセンティブとなるよう、職位毎に決定する固定報酬と中長期並びに短期業績に連動する業績連動報酬とで構成される報酬体系とし、個々の取締役の報酬については、各職責を踏まえた適正な水準となるように決定しております。株主総会の決議により定められた範囲内において、指名・報酬諮問委員会の答申を経て、監査等委員会の意見も踏まえ、取締役会で承認された方針に基づいて支給しております。

1. 報酬構成に関する事項

固定報酬については、職務の内容、社員給与の最高額、他社の支給基準等を勘案のうえ、職位毎に決定しております。

業績連動報酬については、中長期と短期業績のそれぞれに連動する2層構造としております。

中長期の業績連動報酬は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)毎に設定された中長期目標の達成度を勘案して個人別に毎年決定しております。短期の業績連動報酬は、当期連結経常利益を業績指標として、取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び執行役員を合わせその2.0~2.5%を支給しております。業績指標として連結経常利益を選定した理由は、当社グループの中長期的課題として収益性の向上を掲げており、中期経営計画においても連結経常利益の達成目標を設定しているためです。

前連結会計年度の連結経常利益の目標値10,800百万円に対し、実績は13,024百万円であります。また、当該業績連動報酬の一部を譲渡制限付

株式報酬として支給することとしております。なお、社外取締役については、監督機能を担う職務に鑑み、固定報酬のみを支払うものとし、業績連動報酬は支給いたしません。

2. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社は、役員報酬等の決定プロセスの客観性と透明性を高めるため、役員報酬等に関する基本方針等の制定、変更、廃止に関する取締役会の諮問機関として「指名・報酬諮問委員会」を設置しております。指名・報酬諮問委員会は、独立社外取締役を委員長とした取締役3名以上で構成され、かつ独立社外取締役を過半数とすることにより、判断の客観性と適正性を確保しております。

2027年3月期においては、指名・報酬諮問委員会の諮問を経て、2026年6月19日開催の取締役会にて代表取締役社長後藤隆一氏に監査等委員でない取締役の個人別の報酬額の決定を委任する旨を決議し、同氏が具体的内容を決定しております。委任した権限の内容は、監査等委員でない取締役の固定報酬の額及び業績連動報酬に係る各取締役の経営課題の達成状況評価としております。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ評価するのは代表取締役が適任であるからです。

【社外取締役のサポート体制】

社内取締役(監査等委員である取締役を除く。)同様に資料配布などを徹底しております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等 **更新**

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
降旗 洋平	シニアアドバイザー	社長の要請に応じた特定業務への助言等	非常勤・報酬有	2022/6/24	定めなし

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 1名

その他の事項

降旗洋平氏の社長等退任日は、取締役会長の退任日になります。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

当社は、取締役会のモニタリング機能を強化するため、委員の過半数が社外取締役で構成される監査等委員会設置会社として機関設計しており、透明性の高い経営を実践するとともに、議決権を有する監査等委員である取締役の配置によりコーポレートガバナンスの一層の充実を図り、企業価値の向上を目指しております。

現在、取締役9名のうち、過半数となる5名が社外取締役であり、かつ東京証券取引所の定める独立役員であります。取締役会につきましては、月に1回定例で開催するほか必要に応じ臨時開催も可能とし、会社重要事項の決定は、取締役会で定めた付議基準に従い、「稟議」「取締役会決議」という2つの決裁手続きに基づいて決定しております。監査等委員会につきましては、月に1回定例で開催するほか必要に応じ臨時開催も可能としており、4名の監査等委員につきましては、法令に従い過半数の3名が社外取締役であり、かつ東京証券取引所の定める独立役員であります。

また、役員の指名・報酬に係る議論の充実と決定プロセスの客観性・透明性を高めるため、取締役会の諮問機関として、独立社外取締役が委員長を務め、過半数の独立社外取締役から構成される「指名・報酬諮問委員会」を設置しております。代表取締役の諮問機関としては、経営に関する高い専門知識を持った外部の有識者で構成する「アドバイザーボード」を設置しております。

なお、経営の意思決定の迅速化・効率化を図り、機動的な業務執行を可能とするため、執行役員制度を導入しているほか、グループ経営におけるガバナンス強化を目的としてグループ経営会議を設置しております。執行役員は、役員会を構成し、中期・短期経営計画に基づく業務執行の審議・状況報告を行うとともに、権限委譲を受けて業務を遂行しております。

当社は、社外取締役を選任するための当社からの独立性に関する基準として次のように定めております。

「社外役員の独立性に関する基準」

当社は、社外役員の独立性を客観的に判断するため、以下のとおり社外役員の独立性の基準を定め、社外役員が以下のいずれかの項目に該当する場合には、当社にとって十分な独立性を有していないとみなす。

東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定された社外役員は、本基準に定める独立性を退任まで維持するよう努めるものとし、独立性を有しないことになる場合は、事前に(やむを得ない場合は事後速やかに)当社に告知するものとする。

- 現在又は過去10年間に於ける当社グループ(当社又は当社の子会社をいう)の業務執行者(1)及び非業務執行取締役
- 過去3年間に於いて、下記(1)～(8)に該当する者
 - 当社グループを主要な取引先とする者(2)又はその業務執行者
 - 当社グループの主要な取引先である者(3)又はその業務執行者

- (3) 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭(4)その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者)
 - (4) 当社グループの現在の主要株主(5)又はその業務執行者
 - (5) 当社グループが現在の主要株主(5)である法人の業務執行者
 - (6) 当社グループの法定監査を行う監査法人に所属する者
 - (7) 社外役員が現に相互就任の関係にある先の業務執行者
 - (8) 当社グループから多額の寄付又は助成(6)を受けている者又は法人、組合等の団体の理事その他の業務執行者
3. 上記1及び2に該当する者が重要な者(7)である場合において、その近親者(配偶者又は二親等内の親族)
4. 通算の在任期間が8年を超える者

- (1) 業務執行者とは、取締役(社外取締役を除く)、執行役員及び使用人等の業務を執行する者をいう。
- (2) 当社グループを主要な取引先とする者とは、直近3事業年度のいずれかにおける取引額が、取引先の連結売上高の2%を超える者をいう。当該主要な取引先が法人である場合には、その親会社又は重要な子会社を含む。
- (3) 当社グループの主要な取引先である者とは、直近3事業年度のいずれかにおける取引額が、当社グループの連結売上高の2%を超える者若しくは直近事業年度末における当社の連結総資産の2%以上の額を当社グループに融資している者をいう。当該主要な取引先が法人である場合には、その親会社又は重要な子会社を含む。
- (4) 多額の金銭とは、直近3事業年度の平均で、年間1,000万円を超えるものをいう。
- (5) 主要株主とは、総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者をいい、当該主要株主が法人である場合には、その親会社又は重要な子会社を含む。
- (6) 多額の寄付又は助成とは、直近3事業年度の平均で年間1,000万円を超えるものをいう。
- (7) 重要な者とは、取締役、執行役、執行役員及び部長級以上の業務執行者又はそれらに準じる権限を有する業務執行者をいう。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社におきましては、迅速な意思決定と機動的な業務執行を重視しつつ、業務執行の適法性と妥当性を確保する観点から、上記ガバナンス体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第143回定時株主総会(2026年6月19日開催)招集通知につきましては、開催日より3週間早く発送いたしました。Web開示については、開催日より約4週間前に行っております。今後も招集通知の早期発送及びWeb上の早期開示に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主の方々にご出席いただけるよう、集中日の開催は避けるようにしております。
電磁的方法による議決権の行使	第132回定時株主総会(2015年6月24日開催)から電磁的方法による議決権の行使制度を導入いたしました。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	第132回定時株主総会(2015年6月24日開催)から議決権電子行使プラットフォームに参加いたしました。
招集通知(要約)の英文での提供	第132回定時株主総会(2015年6月24日開催)から狭義の招集通知及び参考書類を英訳し、ホームページ上で提供いたしました。
その他	当社Webサイトに招集通知全文を掲載することにより議決権行使の円滑化を図り、株主総会では、事業・業績に関する映像素材を用いる等、ビジュアル化を図ることで、当社に対する理解を深めていただくよう努めております。また、株主総会当日の様子をライブ配信しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算・中間決算説明会のほか、中期経営計画の策定時においては、経営計画の説明会を実施しています。また、決算発表の直前など特別な時期を除き、アナリストの方々等の個別訪問を随時お受けしています。	あり
IR資料のホームページ掲載	投資家の方々に役立てていただくため、過去10年以上の有価証券報告書データや統合報告書などを掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部(広報・IRグループ)が、窓口として投資家の方々への対応をしているほか、決算説明会の企画やホームページ更新など行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	日本信号グループ理念や経営方針等で、社会に貢献し全てのステークホルダーにご満足いただける企業を目指していくことを定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	<p>日本信号グループ理念「Our Values」に定める5つの「大切にすべきこと」のうち、「モノづくり」と「コトづくり」は製品やサービスを通じた社会貢献を中心とし、残る3項目「ヒトづくり」、「マチづくり」、「ミチづくり」をCSR活動テーマの核として具体的プログラムを設定し取り組んでおります。</p> <p>< CSR基本方針 ></p> <p>私たちの願いは、世界中の人々がより安心、快適に暮らせる社会の実現であり、そこにこめた想いは、日本信号グループ理念の「私たちの使命(Our Mission)」で定義しております。「安全と信頼」の優れたテクノロジーで、価値ある製品・サービスを社会に提供し、社会的な課題解決をしていくことが事業機会の創出、ひいては企業価値の向上につながります。</p> <p>当社は交通インフラに携わる事業特性を活かし、ステークホルダーとの絆に感謝して、継続的な社会貢献に努めることとし、我が国のみならず、世界の人々の安全で快適な生活に貢献してまいります。こうした活動に関する支出額は、経常利益の1%を上限の目安とし、業容の拡大に合わせて見直しを図ってまいります。</p> <p>環境保全活動については、日本信号グループは、気候変動への対応をサステナビリティにおける重要な課題と位置付けております。一方、環境における社会的責任を果たすうえで、気候変動による影響を考慮した製品品質を確保するためには、環境と品質を一体的に管理するシステムが必要と考えており、2026年以降は、環境保全活動と環境経営との融合を推進するため、環境・品質担当役員を委員長とした生産拠点5サイトで構成する全社環境・品質統合委員会により、ISO14001に基づいた環境マネジメントシステムを運用しております。</p> <p>脱炭素を加速するため、2022年度から2025年度に生産グループ会社(連結)6社、保守グループ会社(連結)1社を新たに全社環境・品質統合委員会のメンバーに加え、「地球環境にやさしい製品・サービスの提供」を実現するため、開発段階からの環境負荷低減と、PDCAサイクルに基づき継続的な改善を図り、サステナブルな成長企業をめざしています。これらの活動の詳細につきましては、当社Webサイトに掲載する統合報告書にて開示しております。(https://www.signal.co.jp/ir/annualreport/)</p>

その他

当社は、労働人口の減少という社会構造の変化、女性の活躍推進、ダイバーシティ促進という社会的な潮流を考慮し、当社の活力向上と成長に積極的につなげるべく経営戦略の一環として、以下の女性活躍方針を定めております。

- (1) 新たな視点・発想による変革の推進、職場の活性化のために、人材戦略の一環として「女性の活躍推進」、「意思決定の場における女性の参画」を具現化すべく、マイルストーンを設定し積極的かつ計画的に推進する。
- (2) 「ものづくり」という業種の特性はあるものの、特定の部門に限定することなくマネジメント層を含め女性の活躍の場を拡大していく。
- (3) 当社における女性の就業実態（職位構成、年齢構成、勤続年数等）を勘案しつつ、現実的な短期対応策と中長期視点で将来を見据えた施策を両輪として実行していく。
- (4) 経営、管理職、男性、女性、すべての社員に対して、女性の登用・活躍に関する意識改革と啓発活動を推進する。
- (5) 健康経営の推進にあたり、従業員の健康保持・増進に対する会社方針を明文化し、会社全体で取り組むことを目的として、経営トップによる健康宣言を制定しました。人事部門内に健康経営推進グループを新設、各拠点・健康保険組合・グループ会社と連携を行い、グループ全体に対し経営理念に基づく「健康投資」を通じて、全社員・家族の健康保持・増進に取り組んでまいります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役会は、法令または定款に定める事項のほか、取締役会規程に定める業務執行の基本事項について会社の意思を決定するとともに、取締役並びに執行役員の職務の執行を監督する。
- (2) 当社は複数の社外取締役を継続して置くことにより、取締役の職務執行に対する監督機能の維持・強化を図る。
- (3) 中期・短期経営計画に基づく業務執行の審議・状況報告を行うための機関として「役員会」を設置し、適正かつ効率的な意思決定が可能な体制を構築する。
- (4) 各監査等委員は、内部監査部門及び会計監査人と連携した監査体制の下、取締役会において必要に応じて意見を述べるほか、監査等委員ではない社外取締役とともに会社の意思決定に対する牽制機能を果たす。
- (5) 常勤監査等委員は、定期的に管理部門及び事業部門責任者と連絡会を開催し、具体的業務執行状況を監査する。
- (6) 法令等の遵守は「信用の礎」であることを認識し、社内の全役員・従業員に対して「日本信号グループ理念」を基礎とした厳格な倫理教育を行う。
- (7) 法令等遵守の主要な留意点をまとめた「コンプライアンスマニュアル」を作成し、全従業員に配布するとともに、定期的な教育・研修等を通じて知識の定着と意識の醸成を図る。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務執行に係る記録を適正かつ確実に保存するため、滅失等のリスクを極力低減させた保管体制をとる。
- (2) 当社は、取締役会、監査等委員会、役員会の議事録、稟議書など取締役の職務の執行に係る重要書類については、文書又は電磁的媒体に記録し、取扱者を限定することなどによってセキュリティを高めるほか、情報の保存に努める。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社グループが経営資源の毀損を最小化し、継続的な成長を維持するために、リスクを正しく認識し、分析・評価し、適切に管理することを目的に、リスク管理規程を制定する。
- (2) 当社グループのリスク管理を統括する取締役会直轄組織として、代表取締役を委員長とするリスク管理委員会を設置する。
- (3) リスク管理委員会はグループ会社並びに社内全部門に対し、定期的にリスク認識と分析・評価の実施を指示するとともに、中期・長期的に顕在化が予見される重大リスクに対しては、委員長の指示による対策会議等を開催し適宜対応する。また、必要に応じて予算措置を講じる。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 「経営の意思決定機能」と「業務執行機能」を分離することが、経営の意思決定の迅速化・効率化を図り、機動的な業務執行を可能にするとの判断から、執行役員制度を導入する。執行役員は、役員会を構成し、自らの業務執行の報告、他の執行役員業務の進捗状況確認並びに適正性チェックを行う。役付執行役員は、取締役会にも出席し、必要に応じて意見を述べ、あるいは業務執行上重要な事項の報告を行う。
- (2) 代表取締役は、自らの諮問機関として、経営に関する高い専門知識を持った社外の人材で構成する「アドバイザーボード」を設置し、客観的な視点で事業活動の分析やリスク管理に関する助言を求める。
- (3) 各種権限規程や稟議手続等を整備し、各部門・使用人各自の役割と責任を明確にする。ただし、全社的なテーマについては、積極的に委員会、プロジェクトチーム活動を展開し、部門を越えた横断的な検討を行い、経営が要求する課題に取り組む。
- (4) 取締役の職務の執行が迅速かつ効率的に行われるよう管理部門の企画機能を強化する。

5. 当社並びに子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 企業価値向上を図り、国際・地域社会に貢献していくため、グループ共通の理念として「日本信号グループ理念」を制定する。
- (2) 当社は企業集団としての業務の適正性を確保しシナジーを発揮していくために、当社が主体となって当社グループの方向性を決定し、グループ全体の適正性をチェックする。
- (3) 担当部門が窓口となり、日常的に各子会社の経営状況・業務執行内容の報告を受けるとともに、役員を派遣して正しく経営が行われていることをチェックする。
- (4) 四半期に1回の頻度で子会社代表取締役を招集してグループ経営会議を開催し、当社グループ全体での経営、業績、リスク管理体制について報告を受け、必要な指導を行う。
- (5) ダイバーシティの進展や働き方の多様化を意識し、通報者が不利な取扱いを受けないことを確保した内部通報窓口（コンプライアンスホットライン）を社内外に設置し、利用者が選択して利用できるようにする。
- (6) 内部通報の社外窓口には、経営から独立した外部の弁護士を配置し、子会社も利用可能にすることで、グループ全体における法令違反等の早期発見に努め、健全な職場環境を維持する。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、その取締役及び使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

- (1) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の任命・異動については、その主旨を十分配慮し、監査等委員会の意見を踏まえてこれを行う。

- (2) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かない。
- (3) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査等委員会の職務に関し、監査等委員でない取締役の指揮命令を受けず、監査等委員会の命令に従うものとする。

7. 当社及びグループ会社の取締役及び使用人等が当社の監査等委員会に報告するための体制、その他の当社の監査等委員会への報告に関する体制

- (1) 当社及びグループ会社の取締役及び使用人等は、法令等の違反行為等、当社及びグループ会社に重大な影響を及ぼす事項については、速やかに監査等委員会に報告する。
- (2) 当社及びグループ会社の取締役及び使用人等は、監査等委員会の職務遂行に協力し、取締役会ほかの重要な会議への出席や資料の提供などを通じ業務の報告をするほか、適宜意見交換を行う。
- (3) 取締役は、監査等委員会に報告を行った者が、当該報告を理由として不利益な扱いを受けないことを確保する。

8. 監査等委員会の職務執行について生ずる費用等の処理に係る方針

監査等委員会の職務執行について生ずる費用等の処理については、担当部門が監査等委員の請求内容を確認のうえ速やかにこれを行う。

9. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 代表取締役は、監査等委員会と定期的な会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査等委員会の監査上の課題等について意見交換を行う。
- (2) 監査等委員は法令に基づく会議体及び役員会、リスク管理委員会、グループ経営会議等の重要な会議体に参加し、必要に応じて意見を述べることができる。
- (3) 監査等委員は使用人の業務品質改善に係る発表会など、業務革新や企業価値を高める意識を醸成する会議にも出席し、監査の実効性を高める。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、社会的正義の実践の観点から反社会的勢力とは直接・間接を問わず一切関係を持ちません。反社会的勢力から不当な要求を受けた場合には、適宜、警察等の関連行政機関及び弁護士等の法律専門家とも連携し、断固として不当な要求を排除いたします。

なお、当社は、日本信号グループ理念の行動規範に反社会的勢力を排除する旨を明記しており、日常の企業活動を行う上で全ての役員・従業員が実践しております。また、所轄の警察署や近隣企業との連携を強化するとともに、セミナー等に定期的に参加することで情報収集に努めております。

2011年10月1日の東京都と沖縄県を最後に、47全都道府県においていわゆる暴力団排除条例が施行されたことを契機として、反社会的勢力との関係遮断の姿勢をより一層明確にすべく、当社と継続的な取引関係のある全取引先に対し、暴排条項を含む契約書の締結を推進する取組みを実施しております。

その他

1. 買収への対応方針の導入の有無

買収への対応方針の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

・当社では、決算短信・業績修正等決算に関する事項、配当に関する事項等の開示事項について、財務部又は総務部が開示手続を担当いたします。

(1) 決定事実 取締役会において決定された事実は、開示の要否も含めて取締役会において判断され、情報取扱責任者より、総務部又は財務部に情報伝達並びに開示の指示を行います。

(2) 発生事実 各部門において発生が確認された事実は、直ちに所管の役員を通じて、代表取締役社長に報告されます。代表取締役社長はその開示の要否を判断し、情報取扱責任者を通じて、各開示担当部門に情報伝達並びに開示の指示を行います。

(3) 決算情報 決算情報は、取締役会における承認を受けた後、情報取扱責任者の指示により、財務部が開示を行います。

・情報開示後速やかに自社ホームページにおいて開示書類の掲載を行うなど、ステークホルダーの皆様の利便性にも配慮いたしております。

コーポレートガバナンス体制



- ※1 指名・報酬諮問委員会：取締役会の諮問機関として、社外取締役を中心に構成しています。役員報酬や役員候補者の決定プロセスに関与し、手続きの透明性・客観性を高めています。
- ※2 アドバイザリーボード：代表取締役の諮問機関として、経営に関する高い専門知識を持った外部の有識者で構成し、経営に対して高い見地から助言・提言を行います。
- ※3 リスク管理委員会：取締役会の委任を受け、コンプライアンスを含めたあらゆるリスクを統括する組織であり、代表取締役社長が委員長を務めています。
- ※4 内部統制監査室：購買・販売・会計など経営活動全般にわたる管理・運営のプロセスおよび実施の状況を監査し、その結果に基づく情報の提供、改善、効率化への助言、提案等を通じて、経営の内部統制活動を行います。
- ※5 全社環境・品質統合委員会：全社の環境マネジメントシステムの継続的改善及び品質向上を目的として環境・品質マネジメント状況を確認・推進する組織であり、環境・品質マネジメント推進部担当役員が委員長を務めています。
- ※6 全社情報セキュリティ委員会：情報セキュリティリスクの管理と、情報資産及びネットワークの適切な運用を目的とする組織であり、取締役会に承認された者が委員長を務めています。